

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、いじめはどの児童にも起こりうる、そしてどの児童も被害者にも加害者にもなりうることから、すべての児童に関わる問題である。そこで、いじめ防止等のための対策は、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識したならこれを放置することがないようにしなければならない。また、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うものである。これらの基本的な考えを基に全ての教職員が児童をいじめに向かわせないための未然防止に努めることが大切である。教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が周囲の友人や教職員との信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるところでなくてはならない。児童一人一人が認められている、大切にされている、満たされているという思いを抱くことができるよう、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員として自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を高められるよう、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていく。

2 いじめの防止対策組織

(1) 「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置

いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことがないように、組織として対応する。(組織的な指導体制、常設)

参加者 校長、教頭、教務、校務、校務補、養護教諭、保健主事、学年主任、生活指導主任、スクールカウンセラー(以下、SC)

役割

- ①組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核とする。
- ②いじめの相談・通報の窓口とする。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録をし、共有化の場とする。
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急に会議を行う。
- ⑤「細川小学校版いじめ事案対応フロー」をもとに対処を進める。
- ⑥いじめ防止等の取組についてPDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で検証する。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めに「学校いじめ防止基本方針」および「STOP the いじめ アクションプラン(岡崎市教育委員会)」の周知を図り、教職員の共通理解を図ると共に、教職員の資質向上に努める。
- ・相談週間(年6回、各学期に2回)では、児童が保護者と共に行うアンケートを取り、個別相談を設ける。また、4年生以上は年2回WEBQ Uを実施する。個別相談とWEBQ Uの結果を分析し、検討、対策を行う。保護者と共にアンケートを行うことで、情報共有を図る。

(3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・地域や家庭との連携を図る。
- ・外部講師を招き、いじめ防止の意識を高める。
- ・学校評価アンケート結果を学校だよりやホームページにて発信する。

未然防止

問題が起きる前に起きにくい環境を作り、資質を育てる

第1段階

- ①児童が教職員や友人と信頼できる関係の中で、いじめのない学校づくりに努める。
- ②児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ③児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ④道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ⑤情報教育モラルを推進し、正しい利用とマナーについて理解を深める。
※SNSの利用については具体的なトラブルの事例を元に、自分事として捉えられるような指導に心掛ける。

早期発見・早期対応

問題になりそうな児童の早期発見や兆候の見られる児童への早期対応

第2段階

- ①相談週間によるアンケートや個別相談を各学期2回実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ②教師と児童の温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめについて相談しやすい環境を整える。
- ③スマートフォン等の機器の普及状況を把握し、SNSの利用状況や利用の仕方等の情報収集に努める。
- ④研修等の充実を図り、すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指す。

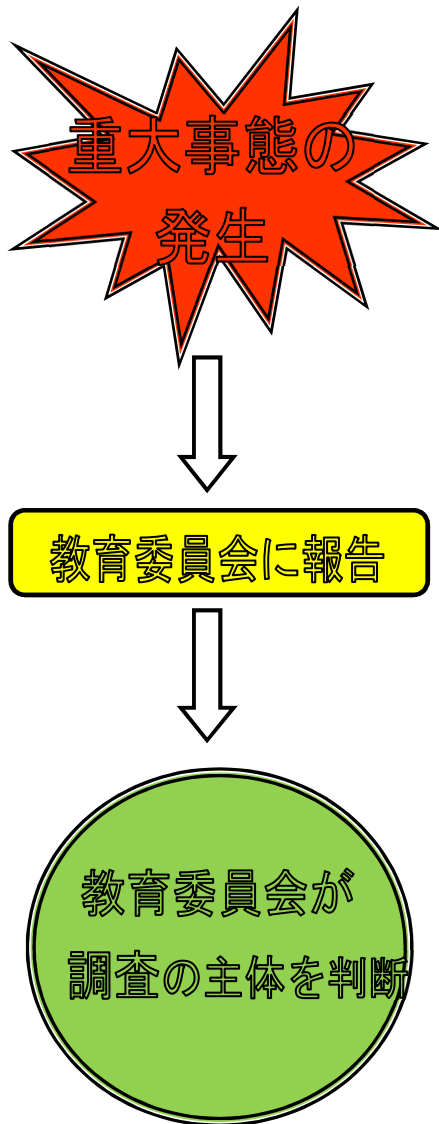
事後対応

すでに問題化した事象に対する個別の支援

第3段階

- ①「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。「細川小学校版いじめ事案対応フロー」をもとに解決を図る。
- ②被害児童を守り通すという姿勢で対応する。対応方針については、被害児童・保護者へも伝え共通理解を図る。
- ③加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ④教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、SCなどの専門家、児童相談所等の関係機関との連携を図り、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援ならびにいじめを行った児童等に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ⑤いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団作りを行う。
- ⑥ネット上のいじめ・ネットトラブルについては、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。

4 重大事態への対応



《学校が調査主体の場合》

学校に重大事態の調査組織を設置

- ・「いじめ・不登校対策委員会」が調査組織の母体
- ・「細川小学校版いじめ事案対応フロー」の活用
- ・専門家を加えるなどして対応

事実関係を明確にするための調査を実施

- ・客観的な事実関係を速やかに調査
- ・事実としっかり向き合う姿勢

いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

- ・個人情報に配慮しつつ、情報を適切に提供
- ・実施するアンケートは、調査に先立ち、保護者などに説明

調査結果を教育委員会に報告

- ・被害児童、保護者に対して適切に情報提供

調査結果を踏まえた必要な措置

- ・再発防止に向けた組織を検討し、実施、検証

【重大事態とは】

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 前年度のいじめ、ネットトラブル事案の対応を検証し、類似した事案が二度と起こらないよう未然防止に努める。
- (2) 年間計画に沿ってPDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (3) 年3回（6月・11月・2月）行われる「いじめ・長期欠席対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 職員会において情報交換を行い、未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<いじめ防止年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○現職研修①「特別な支援を要する児童への対応」	○学級開き（温かな学級づくりの推進） ○放課時・清掃時の児童観察の開始 ○身体測定・視力検査 ○「生活アンケート」の実施	○授業参観 ○「学校いじめ防止基本方針」のホームページ掲載
5月		D ↓	○遠足（良好な人間関係の構築） ○山の学習	○遠足における児童観察・異学年交流 ○授業参観・学区クリーンアップ作戦
6月	C ↓	○いじめ・長欠対策委員会の開催	○情報モラル指導（ネットモラル） ○「生活アンケート」の実施	○学校関係者評価委員会
7月	A ↓	○チャレラン（異学年交流・自己肯定感を高める行事）		○PTA資源回収 ○個別懇談会
8月	P ↓	○中間評価→検証		
9月	D ↓		○身体測定・視力検査 ○「生活アンケート」の実施	○授業参観 ○学区敬老会
10月	C ↓	○現職研修③「いじめの事例から学ぶ」	○運動会（自己肯定感を高める行事）	○運動会における児童観察・異学年交流 ○村積クラブ奉仕作業
11月		○いじめ・長欠対策委員会の開催	○情報モラル指導（ネットモラル） ○修学旅行	○「生活アンケート」の実施
12月	A ↓	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動		○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート ○学校関係者評価委員会
1月	C ↓		○身体測定 ○「生活アンケート」の実施	○授業参観
2月	A ↓	○いじめ・長欠対策委員会の開催	○音楽発表会（自己肯定感を高める行事） ○ありがとう6年生の会（自己肯定感を高める行事）	○PTA資源回収 ○音楽発表会における児童観察 ○学校関係者評価委員会
3月	P ↓	○学校評価アンケートの結果を検証し、基本方針の見直し	○感謝の会 ○情報モラル指導（ネットモラル）	○学校評価アンケートの結果の周知
通年	へ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業、チーム学習の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○保護者との情報交換